

第4回幼保推進部会での幼稚園型認定こども園に係る基準（案）に対する御意見及び論点整理

資料1

幼稚園型認定こども園に係る基準等(案)		補足説明	第4回幼保推進部会での御意見
1 法的性格や定員設定等について			
法的性格	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法に基づく学校 ・認定こども園法に基づきこども園として認定された幼稚園（認可外の保育機能施設を併設可） ・子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設 【国基準どおり】		特になし。
認可・認定権限	幼稚園認可 : 京都府 【国基準どおり】	○こども園の認定 : 京都府(H30年度から京都市) ただし、平成30年4月1日から運営される幼稚園型認定こども園については、現在の府基準により認定される。 ○平成30年度以降、年1回、1号～3号子どもに係る運営に関する基準に基づく運営状況や給付費の用途等について、京都市の監査対象となる。【別紙1】	京都市は幼稚園型を含めた認定こども園化を進めていきたいように思えるが。
設定可能定員	必須 : 1号, 2号 任意 : 3号 【国基準どおり】	○事業計画が達成できている区域については、2・3号の定員についても、現行の受入児童数の3%プラス現在の要保育の預かり保育分になる。 なお、総児童受入総数(1号+2号)は、現在の受入児童数×1.03となる。 また、事業計画上の量の見込みに残量がある区域では、その分も含めて、2・3号定員を設定できる。 ○預かり保育のうちの2号振替分については、利用者の方から保健福祉センターに申請手続きが必要。支給認定申請及び就労証明書等の書類を提出し支給認定を受けた者の数のみを振替分として認める。【別紙2】 なお、1号についても、園を通じて、支給認定の手続きをしていただく必要がある。	○幼稚園型の2・3号定員の設定について、定員の3%プラス、現在預かり保育を行っている分を上乗せということになるが、預かり保育が多い幼稚園においては、プラスアルファ分が多くなるのか。

* 1号: 3～5歳で教育のみの児童 2号: 3～5歳の要保育児童 3号: 0～2歳の要保育児童

幼稚園型認定こども園に係る基準等(案)		補足説明	第4回幼保推進部会での御意見
応諾義務	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者については、2・3号は市町村(保健福祉センター)から、1号は本人から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準:第6条) 【国基準どおり】</p>	<p>正当な理由については次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①定員に空きがない ②定員を上回る利用の申込みがあった場合(選考が必要) ③その他特別な理由がある場合(特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受入れ能力・体制との関係など) 	特になし。

* 1号: 3～5歳で教育のみの児童 2号: 3～5歳の要保育児童 3号: 0～2歳の要保育児童

幼稚園型認定こども園に係る基準等(案)	補足説明	第4回幼保推進部会での御意見	
2 設備及び人員等の基準について			
園長資格	教諭の専修(又は一種)免許状を有する者で、教員等の職に5年以上従事していること(専修免許状等を有していない場合は、教員等の職に10年以上従事していること。同様の能力を有すると認められる者でも可)。【国基準どおり】	特になし。	
幼児教育・保育従事者	満3歳以上…両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可(ただし学級担任は幼稚園免許保有者) 満3歳未満…保育士資格が必要 【いずれも国基準どおり】	特になし。	
職員配置	0歳児 3:1 1歳児 6:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳児 30:1 5歳児 30:1 ※平成31年度までに運営を開始した施設は、経過措置により3～5歳児35:1で可。【国基準どおり】	○私立幼稚園で培われた特徴や特色ある運営を引き継ぎやすく、かつ、利用者にとっても多様な幼児教育・保育の選択肢となり得るよう、現行の国基準どおりとする。 ○平成30年4月からの運営を予定している幼稚園では、府基準で移行準備を進めており、市基準により高い配置基準にすると参入障壁になるおそれがある。 ※平成30年4月1日から運営される幼稚園型認定こども園については、現在の府基準により認定される。	○同じ支給認定であれば同じ質の同じ職員体制が望ましい。当然、保育料も同じということで、同じコストをかけるというのがスタンダードだと思う。 ○質を確保するということで配置基準を条例化してもらった。更に手厚い配置を要望している中で、極論を言えば、国基準が正しいかのようなことになってしまふ。配置基準は統一すべきである。 ○幼稚園型のイメージが悪くならないか。 ○市基準を基本として、国基準を弾力運用(減額調整)等に対応することはできないか。

* 1号: 3～5歳で教育のみの児童 2号: 3～5歳の要保育児童 3号: 0～2歳の要保育児童

幼稚園型認定こども園に係る基準等(案)	補足説明	第4回幼保推進部会での御意見
<p>園舎・設備基準 (面積等)</p> <p>園舎の面積は、幼稚園基準と保育所基準(満3歳未満児に限る)を合計した面積が必要。 <幼稚園基準> $320\text{m}^2 + 100\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 2)$ <保育所基準> 1. $65\text{m}^2 \times$ 満2歳未満でほふくしない園児数 + $3.3\text{m}^2 \times$ 満2歳未満でほふくする園児数 + $1.98\text{m}^2 \times$ 満2歳児の園児数</p> <p>また、各居室は以下の面積が必要 乳児室は $1.65\text{m}^2 \times$ 満2歳未満でほふくしない園児数 ほふく室は $3.3\text{m}^2 \times$ 満2歳未満でほふくする園児数 保育室又は遊戯室の必要面積は、$1.98\text{m}^2 \times$ 満2歳以上の園児数</p> <p>園舎面積が幼稚園設置基準を満たしている場合は、保育所設備基準の保育室又は遊戯室の面積(子ども1人につき1.98m^2以上)を満たさなくても可。 【国基準どおり】</p>	<p>ただし、以下の移行特例を設ける。(府の運用を踏襲)</p> <p>○既存施設に係る移行特例 →既存施設の定義を「1年以上運営実績があること」と明確化する。</p>	<p>特になし。</p>
<p>運動場基準</p> <p>A幼稚園基準とB保育所基準を比較し、いずれか大きい面積に加え、満2歳以上満3歳児未満の園児数 $\times 3.3\text{m}^2$ 必要。 また、園舎と同一敷地での確保が必要(代替地面積算入不可)。</p> <p>A幼稚園基準 <2学級以下> $330\text{m}^2 + 30\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 1)$ <3学級以上> $400\text{m}^2 + 80\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 3)$ B保育所基準 $3.3\text{m}^2 \times$ 満3歳児以上の園児数</p> <p>・運動場の面積が、幼稚園基準の面積と、満2歳児の幼児について保育所面積基準(1人につき3.3m^2以上)とを合算した面積以上であるときは、保育所基準を満たしていなくても可。【国基準どおり】</p>	<p>ただし、以下の移行特例を設ける。(府の運用を踏襲)</p> <p>○既存施設に係る移行特例 →既存施設の定義を「1年以上運営実績があること」と明確化する。</p>	<p>特になし。</p>

* 1号: 3～5歳で教育のみの児童 2号: 3～5歳の要保育児童 3号: 0～2歳の要保育児童

幼稚園型認定こども園に係る基準等(案)		補足説明	第4回幼保推進部会での御意見
食事の提供	2号・3号については給食提供必須。 2号については、外部搬入による食事の提供が可能。ただし、この場合も、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備(以下「調理設備」という。)を備える必要がある。 3号は自園調理が必要。 【国基準どおり】	幼保連携型の基準と同様。	特になし。
園舎・設備基準 (調理室)	原則、調理室が必要。ただし、2号については、外部搬入が認められ、更に自園調理の対象児童が20人未満の場合は、独立した調理室の設定までは不要。(なお、この場合も調理設備は必要)【国基準どおり】	幼保連携型の基準と同様。	特になし。
独自基準	①人権の擁護及び虐待の防止、②暴力団排除、③非常災害対策、④衛生管理等、⑤地震に対する安全性の確保、⑥設備基準(保育士室を2階以上に設ける場合の避難設備等基準について保育所基準を準用)	本市の幼保連携型の基準条例に盛り込んでいる内容を同様に盛り込む。	特になし。

幼稚園型認定こども園に係る基準等(案)	補足説明	第4回幼保推進部会での御意見	
3 施設運営に関連することについて			
開園時間	<p>1日11時間 【本市独自基準】</p> <p>(国基準) 幼保連携型以外の認定こども園の開園日や開園時間は、保育認定の子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。</p>	<p>○土曜日が勤務日となっていない家庭に対し家庭での保育の協力を求めることや、結果的に利用者がいない時間帯を閉園とすることは差し支えない。</p> <p>○本市では、利用時間を30分刻みで設定し、それに応じた応益負担の保育料を独自に設定することで、保護者の皆様が必要な保育時間を選択される仕組みを導入している。【別紙3】</p> <p>○本市では標準時間認定と短時間認定の児童の比率は概ね7:3となっていることから、地域の実情に鑑みれば、11時間の開園時間が確保されなければ、保育ニーズに十分応えられない状況にある。また、保育を必要とする子どもの受入れは行政による利用調整の対象とされており、保育の必要性の高い児童を優先的にあわせる仕組みとなっていることから、現実的に短時間認定の子どもしか受入れないというのは現在では保護者のニーズに応えきれないと考えられる。</p>	<p>○例えば、保育料が安い理由として、土曜日はやっていないというのは分かりやすいと思うが。</p> <p>○保育所部分は認可外なので、土曜日はやらないとか、4・5日夏休みとかは制度上可能なのでは。</p> <p>○11時間開所は全て施設が守らないといけないのか。幼稚園型は、給付費は減算されるけど、8時間しか預かれないといったフレキシブルな運用はできないのか。</p> <p>○幼稚園は教育機関なので、極論だが、8時間以上の2・3号を預かれないということにして、それでも可能な方の受け皿になっていくようなことはできないか。</p>
給付体系	<p>保護者に施設型給付を支給 (給付費は法定代理受領により施設へ支払) 【国基準どおり】</p>		<p>特になし。</p>
公定価格	<p>認定こども園に係る公定価格 【国基準どおり】</p>	<p>幼保連携型や保育所型と同様。</p>	<p>特になし。</p>

* 1号: 3～5歳で教育のみの児童 2号: 3～5歳の要保育児童 3号: 0～2歳の要保育児童

幼稚園型認定こども園に係る基準等(案)		補足説明	第4回幼保推進部会での御意見
保育料	京都市が設定 【本市独自基準】	配置基準を国基準とすることから、保育所等利用者よりも保育料を軽減することを検討。	<p>○保護者目線而言えば、幼稚園型だけ保育料が安くなる理由(理屈)を理解できないのでは。何かわからないけど安くなっているということになると、施設運営の立場から言えばしんどくなる。</p> <p>○配置基準が違うために保育料が低くなることについての説明は容易ではない。ただし、私立幼稚園はそれ(配置基準や保育料が違う)が当たり前の世界である。全て同一にする良さと色々な施設があり保護者の選択肢が豊かにあることの釣り合いを取るのが市の案ではないか。</p> <p>○差を設ける市の理由は理解するが、本筋而言えば、認定によって保育料に違いがあれば利用者は混乱するのではないか。</p> <p>○土曜日でも当然利用できるというような風潮があるので、土曜日の保育料だけ別にできないか。</p>

	幼稚園型認定こども園に係る基準等(案)	補足説明	第4回幼保推進部会での御意見
保護者負担 (上乗せ徴収等)	<p>各園の方針により設定可。ただし、以下の国基準を満たした園のみとしている。 【国基準どおり】</p> <p>○入園料について 1号認定に係る保育料は、移行前の幼稚園における入園料を含めた保護者負担相当額を各月に均等に配分しているとの考え方のもと設定されているため、通常の幼児教育・保育の対価として入園料を徴収することはできない。</p> <p>また、認定こども園には応諾義務(「応諾義務」参照)が課せられることから、入園の権利を保証することを目的とした入園料の徴収は認められない。</p> <p>一方、移行前の幼稚園の保護者負担額をベースとして、公定価格による費用だけでは従前の教育・保育の質を確保できない場合は、上乗せ徴収として保護者に別途負担を求めることは可能であるが、その際には支払いを求める内容・理由・目的及び金額をあらかじめ保護者に説明し、文書による同意を得る必要がある。</p> <p>また、入園事務等に係る事務手続等の経費や日用品、文房具等の物品経費等については、入園時に一括して実費徴収を求めることができるが、この場合にも上乗せ徴収と同様に、保護者への説明及び文書による同意が必要となる。</p>	<p>公定価格に含まれている経費は徴収不可。 →保護者の同意を前提に移行前と同様の徴収を認める。</p>	<p>○幼保連携型では上乗せ徴収が制限されており、整合性が取れていないように感じる。入園料も上乗せ徴収として徴収できるのか。</p> <p>○新制度では入園料を見込んだ形で保育料設定をしているため入園料としては徴収できないが、入園に係る経費ということであれば徴収できる。</p> <p>○他都市の認定こども園では、入園料を徴収していると聞いている。</p> <p>○上乗せ徴収については、類型に関わらず認めてよいのではないかと。</p>

確認に係る指導監査（特定教育・保育施設）

実施主体	市区町村		
種類と 実施頻度	指導	集団指導	新規施設・・・概ね1年以内 既存施設・・・必要と考えられる内容が生じたとき
		実施指導	①全ての施設を対象に定期的かつ計画的に実施 ②市区町村が実地による指導を要すると認める施設を対象に 随時実施
	監査	要確認情報や実地指導において確認した情報を踏まえて、違反疑義等の 確認について特に必要があると認める場合に実施	
主な 監査内容	○利用定員に関する基準		
	○運営に関する基準 ①内容及び手続きの説明及び同意 ②応諾義務・選考 ③小学校との連携，教育・保育の提供，評価，質の向上 ④利用者負担の徴収 ⑤事故防止及び事故発生時の対応，再発防止 ⑥利用定員の遵守 ⑦地域との連携 ⑧会計の区分 ⑨各種記録（職員，設備及び会計，教育・保育の提供計画等）の整備		
	○給付に関する事項 ①地域区分，定員区分，認定区分・年齢区分 ②基本分単価 ③各種加算事項 ④各種加減・乗除調整事項		
結果に基づ く措置等	1. 指導から監査への変更 ・著しい運営基準違反が確認され，利用児童の生命又は身体の安全に危 害を及ぼすおそれがあると判断したとき ・施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められるとき 2. 監査の結果，文書による通知と報告聴取，行政処分（勧告，命令，確認 の取り消し），不当利得の徴収等		

認定こども園への移行に係る需給調整の特例措置について

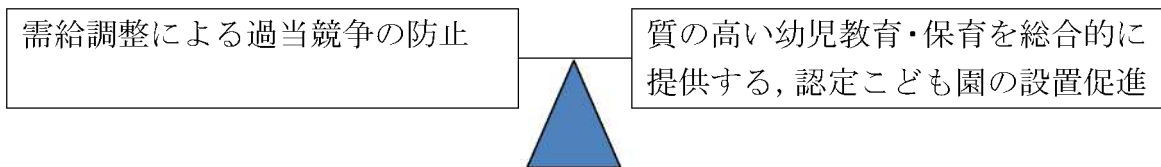
1 認定こども園法における需給調整の考え方

子ども・子育て支援事業計画による量の見込みがない教育・保育提供区域（供給過剰区域）において、1号又は2・3号に係る利用定員を新たに設定したいという認可・認定申請があった場合、認可等をしないことができるとされています。

2 供給過剰区域における需給調整に係る特例

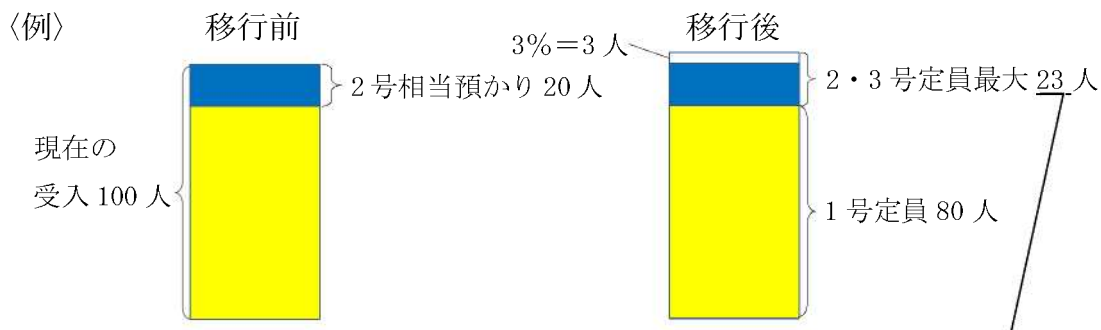
幼児教育又は保育が供給過剰となっている区域においては、過当競争の防止と認定こども園の設置促進とのバランスを図るため、本市の事業計画においては、既存施設（平成27年4月1日の子ども・子育て支援新制度施行以前に認可された幼稚園又は保育園）の認定こども園への移行に係る需給調整の特例を活用することとしています。

〈イメージ〉



(1) 既存の幼稚園が認定こども園に移行する場合の2・3号定員の設定

受入児童数の3% + 2号相当の放課後預かり保育 \geq 2・3号定員



・保護者から利用申込書や就労証明等を区役所（保健福祉センター）に提出し、支給認定を受ける必要がある。

(2) 既存の保育園から認定こども園に移行する場合の1号定員の設定

2・3号定員の3% \geq 1号定員

現在の本市の保育料設定について

1 国の設定

保育標準時間と保育短時間の2区分で、保育短時間は保育標準時間認定を受けた児童の△1.7%に設定されている。



2 本市の設定

保育短時間と保育標準時間を独自に30分単位で区切った7区分とし、利用時間に応じた応益負担を導入。保育標準時間の最長（11時間）と保育短時間（8時間）の差を△18%に設定している。



3 傾向

国の設定ではほとんど保育料に差がないことから、保育標準時間を選択する傾向が高まり、利用時間も長くなる。

本市では利用時間に応じた保育料設定とすることで、保護者も必要に応じた利用時間となり、このことが、保育施設側（保育士）の負担軽減にもつながっている。

【利用時間割合】

	保育短時間	保育標準時間					
		8時間	8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間
29年4月	25.5%	12.2%	13.0%	13.7%	15.6%	11.8%	8.2%
28年4月	26.9%	13.3%	12.5%	14.0%	15.1%	11.3%	6.9%